

平成20年(ネ)第454号 損害賠償請求控訴事件

平成20年(ネ)第505号 損害賠償請求附帯控訴事件

控訴人(附帯被控訴人) 橋下 徹

被控訴人(附帯控訴人) 今枝 仁 外3名

準備書面(2)

平成21年4月7日

広島高等裁判所 民事第4部 御中

被控訴人(附帯控訴人, 第一審原告)ら訴訟代理人

弁 護 士 島 方 時 夫

弁 護 士 兒 玉 浩 生

控訴理由書(1)ないし(3)において控訴人が主張する事実誤認について,
以下のとおり反論する。

1 総論

控訴人の控訴審における主張は, 論旨に飛躍のある内容のものであって,

控訴人独自の解釈に基づいており根拠がなく，あるいは趣旨不明としかいいようのないものであるから，控訴人の控訴には理由がない。

2 控訴人の主張のまとめ

控訴人が控訴理由書（１）ないし（３）において原審判決の事実誤認を縷々主張するその要旨は，「明らかに今回は，あの２１人というか，あの安田っていう弁護士が中心になって，そういう主張を組み立てたとしか考えられないですよ」という控訴人発言（本件発言イ）について，被告人が主張していない事実を弁護団が創作したという事実を摘示した旨認定した原審判決は事実を誤認したものであり，控訴人はかかる発言によって弁護人が依頼者の主張を法的に構成することを説明したに過ぎない，という点にあると思われる。

この点について，以下詳論する。

3 発言のみを評価して名誉毀損に該当する場合

本件被告発言イないしオが，「被控訴人らが被告人の主張を捏造している」「被控訴人らは弁護士として許されない主張をしている」という被控訴人らの名誉を毀損する虚偽の事実の摘示にあたることは，ゆるぎない。

（１）まず，本件被告発言イないしオは，その発言自体を客観的に解釈すれば，上記２事実の摘示として十分である。本件被告発言イないしオの名誉毀損該当性の判断は，この方法により第１次的になされるべきである。なぜなら，本件番組をテレビ放送によって視聴した者は，他の控訴人の発言や他の出演者の発言をも聞くことになるが，多数の懲戒請求に至る経過では，本件被告発言イないしオのみが抜粋されて伝播されていることが証拠上明らかであり，控訴人もそのように伝播することを予見し得たからである。

（２）なお，本件被告発言イないしオのみならず，その他の控訴人による発言

をあわせて客観的に解釈した場合も，上記 2 事実の摘示として十分であることはいうまでもない。

加えて，本件被告発言イないしオ及びその他の控訴人による発言に，当該番組における他の出演者の発言やテロップ表示内容など，番組全体のトーンをあわせて客観的に解釈した場合，上記 2 事実の摘示が視聴者に伝わる効果は，より強いものとなる。本件番組の論調は，控訴人を含め，被控訴人らを含む弁護団の主張が，突如主張された荒唐無稽なものであり，被害者遺族を傷つける不当なものであり，弁護士として許されざる訴訟活動であるなどと一方的に非難するものであり，弁護団の主張を酌み取ったり，刑事訴訟の対立構造，弁護人の役割や存在意義等に言及する客観的な司会者及びパネリストの発言は皆無であった。

したがって，控訴人が主張するように，他の控訴人発言，他者の発言及び番組全体のトーンを総合的にふまえて解釈すれば，本件被告発言イないしオが被控訴人らの名誉を毀損する上記 2 事実の摘示をするものであったことは，なおさら明らかである。

(3) 控訴人は，当時の控訴人の発言意図について縷々主張するが，それは積極的害意があったか否かという点においてのみ意味があることである。発言内容自体が名誉毀損に該当するか否かの判断には何ら関係がなく，無意味な主張である。

そして，控訴人がどのような意図で本件発言に至ったかという主観面については，発言の内容に加えて，控訴人が発言後に記載したブログ記事の内容及び原審における控訴人自らが作成した準備書面の記載内容並びにそれらの変遷，原判決直後の記者会見において控訴人自らが「表現の自由の範囲を逸脱していたという裁判所の判断。判決内容を見ていないが，私の考え方が間違っていたものと重く受け止めている」「判決が不当とは思わない」とコメントしていること（甲 34，35）など，動かし難い客観的

表現から推認されるべき事項である。

4 テレビジョン放送における出演者の発言内容の判断方法

テレビジョン放送における番組の内容が人の社会的評価を低下させるものであるか否かは、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すべきであり、その番組によって摘示された事実の内容についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである。

そして、テレビジョンで放送される番組においては、新聞記事等による報道の場合とは異なり、視聴者は、音声及び映像により間断なく提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるのであり、録画等の特別の方法を講じない限り、提供された情報の意味内容を十分に検討したり、再確認したりすることができないものであることからすれば、その番組により摘示された事実がどのようなものかという点については、その番組の全体的構成、これに登場した人物の発言内容、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことは当然であり、加えて、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象を総合的に考慮して判断すべきであるとされている（最判平成15年10月16日裁判集民事211号27頁）。

控訴人が主張する本件発言イの評価についても、かかる判断基準が妥当するのであれば、控訴人がどのような趣旨で同発言をしたのかという点はもとより問題とならず、実際に、かかる控訴人の同発言が一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として、どのような趣旨の発言だったのかという点が問題となるものである。

したがって、控訴人が主張する同発言の真意というものは全く問題とならず、これに関する控訴人の主張は、それ自体失当である。

5 本件発言イについての客観的・具体的な評価

(1)しかるに、本件各発言イは、まさしく原審判決が指摘するように、真実

は被告人がそのような主張をしていなかったのに、本件弁護団がかかる主張を創作したという事実を摘示し、ひいては虚偽の事実を主張しているという事実を想起させるものとしかいいようのないものである。この点において、すでに名誉毀損の成立は明らかである。

(2)控訴人は、弁護士は依頼者の生の主張を法論理的に構成するものであり、特に、ひとたび判決が下された事件における新たな仮説は弁護士主導で立てられるものであるとして、「弁護人の主張は被告人の主張そのままであり、それ以上でもそれ以下でもなく、弁護人の関与があり得ない」ということなどあり得ないということは弁護士の世界では当然のことである(控訴理由書(1)24頁)としている。

そして、控訴人は、かかる弁護人と被告人との間の共同作業を表現したものが本件発言イであるから、当然のことを述べたまでであり名誉毀損にあたらないと主張している。

この点、本件発言イ、つまり、「そういう主張を組み立てたとしか考えられない」という発言が、「弁護士の法的主張に関する構成という作業内容」を視聴者に対して述べているものであり、その中心人物が安田弁護士であったという趣旨の発言であったというためには、前提として、発言以前の番組内において弁護士の職務の内容に関する説明がされていなければならない。しかし、番組内では被告発言の前後を通じてそのような説明は全くなかったのであるから、本件発言イは、一般の視聴者が控訴人主張のような趣旨の発言であると理解することは全く不可能な内容のものであった。

弁護士の職務が被告人との共同作業によって主張を法的に構成するという内容のものであるということは、一般視聴者の視点では、自明のものではない。控訴人のいう「弁護士による法的主張の構成」というものが弁護士の職務に当然に内包されるものであるとしても、このような専門職の職

務内容については一般に理解されていない事情である。かかる弁護士の職務について説明するという意思に基づいて発言を行うのであれば、まずは、その職務内容の説明を行わなければ、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方では理解できない内容のものというべきである。

しかし、実際には、控訴人は、本件番組の中でかかる弁護士の職務に関する説明は全くされていない。

それどころか、控訴人は、本件各発言イの前にも、「安田っていう弁護士はね、あれはもう本当に弁護士バッチ取らないといけないはずなんですよ」、「死体をよみがえらす為にその姦淫したとかね、それからあかちゃん、子供に対しては、あやす為に首にチョウチョ結びをやったということ、堂々と21人のその資格を持った大人が主張するってこと、これはねえ、弁護士として許していいのか?っていう」等の発言を行って、ひたすら光市事件弁護団に対する感情的な批判を繰り返し、番組内での弁護団に対する悪感情を煽り立てることに終始していたものである。控訴審における控訴人の主張のように、被控訴人らを含む弁護団が「当然の業務」を行っていたというのであれば、このような非難をする必要は全くなかったのである。自己矛盾としかいいようがない。

本件発言イ、つまり「あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」という発言は、そのような過程を経て行われたものであり、かかる発言が「被告人との共同作業によって法的主張を組み立てる弁護士の業務」を説明したものであるということなど、全く看取できないというべきである。

本件発言イの趣旨が法的主張を組み立てる弁護士としての業務を説明したものであるとする控訴人の主張には全く根拠がない。

(3) 番組全体の構成や、直前の発言、控訴人以外の出演者の発言内容を含む番組全体の印象をあわせて考慮すると、控訴人の主張には根拠がなく、本

件発言イが名誉毀損に当たることは一層明白である。

ア 本件番組の全体的な構成は、光市事件弁護団に対する感情的な反発と非難、の一言に尽きるものであった。このような同番組の構成は、番組冒頭で行ったやしきたかじんの発言が端的に表している。

やしきたかじんは、番組冒頭で、辛坊治郎からの合図で発言を行っているところ、その内容は、「まずね、そういう場をね、死刑廃止論者の弁護士の談合の場所にしてはイカンよ。はっきり言って。なめとったらアカンぞ！ おんどらドアホ！！ なにがおまえ生き返った死体に精子入れたら生き返るってどういうこっちゃ！？ 人間17だろうが18だろうが、そんな言い訳をやな、え？ ぎょうさん20何人も集まりやがってやで、21人集まりやがって、おてんとさんに向かってお前ら本当に真剣に言えるのと思うてんのか馬鹿者！・・・出て来い。1人で相手したるわ俺が。君、どう思う、これ？」というものである。

かかるやしきたかじんの暴言としか言いようのない発言に続いて、宮崎哲弥、控訴人らが発言をしているところ、その内容は、光市事件弁護団は許せない、同弁護団の主張は信用できない、同弁護団は政治活動をしている、被害者遺族を冒涇している、などといった内容のものであった。

そして、控訴人らは、そのような同弁護団に対する批判に引き続いて、同弁護団に責任を取らせるべく懲戒請求を扇動したものである。

このような構成をしていた番組は、同番組だけに限らない状態であったが、かかる一連の番組について、放送倫理・番組向上機構（BPO）は、端的に次のとおり表現している。つまり、「スタジオの司会者やコメンテーターが、被告・弁護団を強く非難し、被害者遺族に同情・共感を示す - その繰り返しが、基本になっている。これでは、『悪いヤツが悪いことをした。被害者遺族は可哀相だ』という以上のことは、何も伝

わってこない。」という指摘である（甲23の16頁6～9行目）。

このような番組構成の中で、控訴人は、「ぜひね、懲戒請求ってのは誰でも彼でも簡単に弁護士会に行って懲戒請求を申し立てれますんで、何万何十万っていう形であの21人の弁護士の懲戒請求を立ててもらいたいですよ」と発言して、視聴者に対し、被控訴人らへの懲戒請求を行うように扇動したものである。

このような番組構成の中で行われた本件発言イ、つまり「あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」という発言が「法的に主張を構成する」という弁護士の通常の職務を指摘した内容であったということなど到底あり得ない。

イ 控訴人の本件発言イ、つまり「あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」という発言は、次の宮崎哲弥発言を受けた内容のものであった。

「あれね、何が問題かっていうと、この証言っていうのは、要するに当人がこう言っているからこういうふうやってるんですけど、1審2審ではまったく出て来ていない」

「突然出てきている訳。突然出て来て、当人しか知りえない事実な訳なんですよ。こんなん誰が信用しますか！？ こういうものを、こういう最後の最終審近くになって出してくるってこと、まさにね、私は、被疑者・被告人当人のためにもなっていない。これは明らかに政治活動ですね。」

これらの宮崎哲弥発言は、番組冒頭で紹介された光市事件弁護団の主張内容が不自然な経緯で主張されたものであって、内容的にも信用できるものでなく、その同弁護団による主張は政治活動であって弁護活動でないという趣旨のものである。

この宮崎哲弥発言は、同弁護団が事件に関与してから、被告人の供述

内容が不自然に変遷したということを示す内容のものであって、同弁護団が主張内容を創作したという内容を暗示するものである。

この宮崎哲弥発言を引き受ける形で、控訴人は、「だから、1審2審で仮にそういう主張が出たらこれはもう弁護人として止むを得ないところもあります。国家権力に対して、唯一その被告人を代弁するってことで言わざるをえないんですけれども。明らかに今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中心となって、そういう主張を組み立てたとしたか考えられないですよ。」という本件発言イに及んだものである。

控訴人の本件発言イは、弁護団の主張は1審2審で主張されていないという宮崎発言を踏まえて、仮に1審2審で主張されていればやむを得ないとしながらも、本件では1審2審で主張されていないことを前提に、「明らかに今回は」、(冒頭で紹介された弁護団の主張は)「あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしたか考えられない」と断定し、何らの根拠もなく結論づけたものである。

このような宮崎哲弥の直前の発言と控訴人による本件発言イを併せ考えれば、まさしく控訴人の本件発言イは、本件弁護団がかかる主張を創作したという事実を摘示し、ひいては虚偽の事実を主張しているという事実を想起させるものであった。

つまるところ、他の番組登場者の発言等を踏まえても、原審判決が指摘した事実は正当なものであったというべきである。

ウ 本件番組に登場した他の人物の発言も、上記ア記載の番組全体の構成に忠実なコメントを繰り返すものであり、一切の反対意見はなく、控訴人の光市事件弁護団に対する悪感情発言は、他の出演者の発言によって増幅されていたというべきである。

本件放送内容全体から受ける印象は、放送倫理・番組向上機構（B P

〇)が指摘するとおりであった。すなわち、本件番組の全体から受ける印象も、「『被告・弁護団』対『被害者遺族』という対立構図を描き、前者の荒唐無稽と異様さに反発し、後者に共感する内容だった」ところ、その「反発と共感のどちらを語るときも、感情的だった」ものであり、「刑事裁判の仕組みなどそっちのけで弁護団に反発したり、文脈や証拠価値のちがいも区別しないまま、被告の法廷での供述と、精神鑑定の際の言葉をいっしょくたに非難したり、などというのは、その一例だった」(甲23の20～21頁)。

本件番組冒頭のやしきたかじんの暴言とも言うべき発言は、語るにも値しない下劣なものであったところ、控訴人ら番組出演者はそのやしきたかじんの同発言に対して修正することなく、むしろ煽り立てるように、「安田という弁護士は弁護士バッチを取らないといけない」、「弁護士の評価を下げている」、「弁護団の主張は政治活動である」、「弁護団に懲戒請求をしてもらいたい」、「21人全員の顔写真と名前を出したったらええ、ついでに住所も書いたらえ」、「弁護士資格は筆記試験で通るものであり、人間として異常な、最低レベルの人格しか持っていないという人が弁護士活動ができる制度がおかしい」等の感情的な反発を繰り返したものであった。

以上のとおり、本件番組全体の印象は、刑事訴訟の構造等を全く理解せずに、徒に光市事件弁護団に対する感情的な反発をしたものであった。そのような番組の中で、控訴人は、「あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」という本件発言イを行ったものである。

一般視聴者の普通の注意や視聴の仕方からすれば、この番組全体から受ける印象を踏まえた本件発言イは、「荒唐無稽で異常な」内容の弁護団による主張は、被控訴人らを含む弁護団、特に安田弁護士がそういう

主張を組み立てたとしか考えられないという趣旨のものとして理解できない。現に、視聴者はそのように理解しており（甲7, 9, 12の2, 31）, だからこそ大量の懲戒請求が招来されたのである。

控訴人が主張するような、「あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」旨の控訴人による本件発言の趣旨が、法的主張を構成する弁護人の職務を踏まえて安田弁護士が法的構成を行ったものであるという点にあった、ということなど全く想起できない。

本件訴訟の控訴審に至って初めて示された上記控訴人の主張は、背信的と評価されても然るべきものである。

6 結論

以上のとおり、「あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」旨発言した控訴人による本件発言は、原審判決が指摘するとおり、本件弁護団がかかる主張を創作したという事実を摘示し、ひいては虚偽の事実を主張しているという事実を想起させるもの以外の何ものでもないものであって、その認定事実に誤認などは全くない。

控訴人の主張には全く理由がない。

以上